

首都圏水道事業体支援プラットフォームの運営に関する実施細目
(平成 29 年 11 月 20 日首都圏水道事業体支援プラットフォーム運営委員会決定)
(令和元年 9 月 3 日首都圏水道事業体支援プラットフォーム運営委員会改正)

首都圏水道事業体支援事業実施要領(平成 29 年 11 月 9 日日本水道協会関東地方支部幹事会議決)(以下「実施要領」という。) 7 (5)に基づき、首都圏水道事業体支援プラットフォームの運営に関する実施細目について、次のとおり定める。

(用語の定義)

第 1 条 この実施細目で使用する用語は、実施要領で使用する用語の例による。

(支援事業体の加除)

第 2 条 実施要領 2 の別紙 1 に掲げる水道事業体の加除は、次のとおりとする。

- (1) 関東地方支部に所属する正会員で、支援事業の趣旨に賛同し支援を実施する意思を有する水道事業体から申し出があったときは、実施要領 2 の別紙 1 に、その水道事業体を加える。
- (2) 実施要領 2 の別紙 1 に掲げる水道事業体から申し出があったときは、実施要領 2 の別紙 1 から、その水道事業体を除く。

(費用負担)

第 3 条 実施要領 6 の規定に基づき、受援事業体が負担する費用は、別表 1 に掲げる費用とする。

(全体会の開催)

第 4 条 実施要領 7 (2) の規定に基づく全体会は、次のとおり開催する。

- (1) 年に 1 回、定例会を開催する。
- (2) 全体会を構成する事業体からの要請があったときは、臨時会を開催することができる。
- (3) 全体会は、書面で開催することができる。

(運営委員会を構成する事業体の任期)

第 5 条 実施要領 7 (6) の規定に基づく運営委員会を構成する事業体(以下「委員事業体」という。)の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員事業体は、前条(1)で定める定例会で選任し、その終期は、任期満了の年の定例会開催の日とする。
- (2) (1)にかかわらず、委員事業体の実施要領 2 の別紙 1 から除かれたとき又は委員

事業体から辞退の申し出があったときは、その委員事業体の任期を終えることとする。

(運営委員会の開催)

第6条 運営委員会は、次のとおり開催する。

- (1) 前条(1)に基づき、委員事業体を選任したときは、運営委員会を開催する。
- (2) 委員事業体からの要請があったときは、運営委員会を開催することができる。
- (3) 運営委員会は、書面で開催することができる。

(支援要請)

第7条 受援事業体は、支援の要請を行うときは、首都圏水道事業体支援事業相談表(様式1)を事務局に提出する。

附則

この細目は、平成29年11月20日から適用する。

附則

この細目は、令和元年9月3日から適用する。

受援事業体が負担する費用の内容
<ul style="list-style-type: none">・ 人件費（1人1時間当たり3,000円）・ 事務費（人件費の10%）・ 消費税（人件費と事務費の合計額に係る消費税及び地方消費税相当額）・ 実 費（交通費、滞在費、材料費（事務費で賄えない規模））

※事前調査（資料提供含む）に要する費用については、受援事業体への負担を求めない